

国士館における違法薬物追放等に関する規程

制定 令和7年7月23日

(目的)

第1条 本規程は、違法薬物が我が国の社会にまん延し、人々の心身の健康を蝕んでいる現状を憂慮し、これを社会的な災害と捉えて、学校法人国士館（以下「法人」という。）及び法人が設置する大学、高等学校及び中学校（以下「大学等」という。）における違法薬物の使用、所持、譲渡、製造等の防止及び排除のための措置並びに違法薬物に起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置（以下「違法薬物の追放等」という。）に関し必要な事項を定める。これにより、法人及び大学等の教職員（専任、非常勤、臨時等を問わず、就業するすべての教員及び職員（役員を含む。））並びに学生・生徒（大学院生、学部生、高校生、中学生、研究生、科目等履修生及び公開講座の受講生など大学等で教育を受け研究をする関係にあるすべての者）の安心・安全を確保し、健全で建学の使命遂行にふさわしい環境を醸成し維持することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において違法薬物とは、関係法令（麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、覚醒剤取締法等）により、使用、所持、譲渡、製造等が禁止されている薬物、また、それに準ずるもので、関係機関（警察、厚生労働省等）により違法とされている薬物のことをいう。

2 「部局等」とは、理事長室、法人事務局、監査室、募金事務室、国士館史資料室、国士館スポーツプロモーションセンター、国士館キャンパス環境整備計画推進室、学長室、教務部、学生部、入試部、キャリア形成支援センター、各学部、大学院、附置研究所等、国際交流センター、図書館・情報メディアセンター、高等学校及び中学校をいう。

(教職員、学生・生徒の責務)

第3条 法人及び大学等の教職員並びに学生・生徒（以下「構成員」という。）は、本規程に従い、違法薬物を追放する責務を負う。

(監督者、指導者の責務)

第4条 部局等の長その他教職員を監督する地位にある者又は学生・生徒を指導する立場にある教職員は、違法薬物の防止及び排除に努めるとともに、違法薬物に起因する問題が生じた場合には適切かつ迅速に対処しなければならない。

(理事長、学長等の責務)

第5条 理事長及び大学等の長（以下「学長等」という。）は、構成員に対し、本規程の周知

徹底を図らなければならない。

- 2 理事長及び学長等は、違法薬物の追放等のため、構成員に対し、パンフレットの配布、ポスターの掲示、意識調査等により啓発活動に努めるものとする。
- 3 理事長及び学長等は、違法薬物の追放等を図るため、構成員に対し、必要な研修を実施する。
- 4 理事長及び学長等は、新たに教職員となった者に対して違法薬物に関する基本的な事項について理解させるため、研修を実施しなければならない。

(学校法人国士館違法薬物追放委員会)

第6条 法人に違法薬物の追放等を目的として、学校法人国士館違法薬物追放委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、次の各号に掲げる責務を負う。
 - (1) 違法薬物根絶のための方針策定及び周知活動
 - (2) 違法薬物問題に関する情報収集及び分析
 - (3) 薬物問題への具体的な対応策の提案及び実行
 - (4) 地域社会並びに組織内での啓発活動の実施
 - (5) 法執行機関との連携に基づく犯罪防止策の推進
 - (6) 定期的な報告書の作成及び進捗状況の評価
- 3 委員会は、次の各号に掲げる事項を取り扱う。
 - (1) 薬物使用や依存に関する啓発活動（イベント開催、パンフレット配布等）
 - (2) 関係法令の周知徹底
 - (3) 薬物問題発生時の緊急対応
 - (4) 関係機関（警察、医療施設、福祉団体等）との連携体制の強化
 - (5) 新たな問題の検討及び対応策の決定
- 4 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。
 - (1) 理事長が指名する理事若干名
 - (2) 副学長1名
 - (3) 学長室長、教務部長、学生部長
 - (4) 法人事務局長、総務部長、教務部事務部長、学生部事務部長
 - (5) 各学部長
 - (6) 附置研究所の教職員の中から推薦された教職員1名
 - (7) 高等学校及び中学校の長の推薦する当該学校の教員1名
 - (8) その他理事長が必要と認めた者
- 5 委員会に委員長を置き、理事長が指名する。
- 6 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(秘密保持)

第7条 委員は、その任期中及び退任後、委員会の活動において知り得た個人情報及びその他の秘密を漏らしてはならない。

(違反時の対応)

第8条 違法薬物の使用、所持、譲渡、製造等の行為が組織内外で認められた場合、構成員は速やかに学内関係部局へ通報する。

2 当事者に対して必要に応じた措置を実施する。

3 組織内部並びに地域での影響を最小限にするため、状況に応じて適切な説明責任を果たす。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教務課、学生・厚生課及び高等学校・中学校事務室の協力を得て総務課が担当する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、理事会が行う。

附 則

この規程は、令和7年7月23日に制定し、令和7年7月1日から適用する。